

## 姫路みなとドームネーミングライツスポンサー募集要項

姫路市では、姫路みなとドームの安定した運営を確立し、市民のスポーツ・レクリエーションや展示会、各種イベント等の利用に寄与するため、同施設にふさわしい愛称（企業名、大学名又は商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するスポンサー（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）を募集します。

ネーミングライツスポンサーは、施設に企業名等の愛称を表示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、市の経済振興及び市民のスポーツ・レクリエーションへの支援を通じた社会貢献を行うこととなります。

### 1 ネーミングライツの対象施設の概要

#### (1) 対象

- ・ 姫路みなとドーム

#### (2) 所在地

- ・ 姫路市飾磨区細江1228番地2

#### (3) 施設の概要

- ・ 建築面積 3,537.63㎡（アリーナ 約68m×約39m）
- ・ 利用者数 約51,000人（平成29年度）

### 2 公募の概要

#### (1) 契約期間

- ・ 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで  
※ 原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

#### (2) 愛称表示開始日

- ・ 平成31年4月1日（月）

#### (3) 応募資格

- ・ 法人格を有する企業、団体が対象です。ただし以下の者は除きます。
  - ① 姫路市広告掲載基準別表第1（第5条関係）で定める業種又は事業者。
  - ② 国税及び地方税に滞納がある者。
  - ③ 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団という。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に避難されるべき関係を有する者。
  - ④ その他ネーミングライツスポンサーに適当でないと認められる者。

#### (4) ネーミングライツ料（年額）

- ・ 希望価格60万円（税別）以上の金額をご提示ください。

※1 希望価格は、1万円単位でご提示ください。

※2 ネーミングライツ料の支払いは年度ごとに行い、市の指定する期日までに一括で納付していただきます。

※3 ネーミングライツスポンサーの都合によりネーミングライツの取得を取り下げた場

合、納付済みのネーミングライツ料は返還しません。また、残る契約期間の契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、お支払いいただきます。

(5) 愛称について

- ・ 企業名、大学名及び商品名（ブランド名）等を用いた愛称を命名することができます。
- ・ 市民が呼びやすく施設イメージに合った、親しみやすい愛称を命名してください。
- ・ 「○○○みなとドーム」のように、通称名「みなとドーム」は表記してください。
- ・ 原則として契約期間中の愛称の変更はできません。
- ・ 場合により愛称と合わせて正式名称を併記することがあります。
- ・ 姫路市広告事業実施要綱（平成20年4月1日制定）及び姫路市広告掲載基準（平成23年3月10日制定）に違反しないものにしてください。  
※ 条例上の名称は変更しません。

(6) 愛称の表示箇所及び表示方法

- ・ 愛称表示に関する提案書（任意様式）を提出してください。
- ・ 愛称は、施設の看板やパンフレット、チラシ等の印刷物へ表示することができます。
- ・ 施工の範囲、実施時期及び内容（デザイン等も含む）は協議のうえ決定します。
- ・ 屋外広告物に該当する者については姫路市屋外広告物条例（平成8年3月26日制定）に適合させてください。  
※ 印刷物については、新規作成分からとさせていただきます。

(7) 愛称表示に要する費用

- ・ 看板の表示変更、既存パンフレットのシール貼り等の愛称表示に要する費用は、ネーミングライツスポンサーにご負担いただきます。また、契約期間終了時の原状回復費用についても同様とします。

(9) 施設命名権者の特典

- ・ 当該愛称の普及のため、市は施設命名権者及び愛称の決定について、記者発表し、市のホームページでも公表します。
- ・ 市の各種広報に愛称を使用し、他の自治体に対して愛称の使用を働きかけます。
- ・ 契約期間中においてアリーナ（アリーナと同時に使用する他の貸室を含む）を使用する場合、当施設の運営に支障のない範囲で、優先して予約することが出来ます。  
※ ただし、優先予約回数は年間2回、予約日数は1回の予約につき、連続7日間までとします。
- ・ その他、施設命名権者においてネーミングライツを活用した提案がある時は、協議により決定します。

4 申込方法

(1) 募集期間

- ・ 平成31年1月18日（金）から平成31年2月15日（金）まで  
※1 持参の場合は、期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで  
※2 郵送の場合は、期限内必着

(2) 申請書類

- ・ 姫路みなとドームネーミングライツ取得申込書（様式1）

- ・ 暴力団員等の排除に係る調査承諾書（様式2）
- ・ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・ 直近1事業年分の納税証明書（税務署様式その3の3及び各自治体が発行する未納がないことを証明するもの又は業者登録・一般競争入札に添付するもの）
- ・ 直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）
- ・ 企業等の概要（沿革、業務内容等）に関する資料（任意様式、パンフレット等でも可）
- ・ 地域貢献やスポーツ・レクリエーション、経済の振興等に対する支援の実績及び今後の計画に関する資料（任意様式）
- ・ 愛称表示（愛称、表示箇所、表示方法）に関する提案書（任意様式）

### （3）申請部数

- ・ 2部（正本1部、副本1部）ご提出ください。

## 5 選定方法等

### （1）選定方法

- ・ 提出書類をもとに、市の選定委員会において、ネーミングライツスポンサーとしての適格性、愛称の適否、命名権料の多寡等を総合的に判断して優先交渉者を選定します。
  - ※ 応募者が1社のみの場合も、ネーミングライツスポンサーとしてふさわしいかどうか選定します。
  - ※ 選定基準については、別紙「ネーミングライツスポンサー審査基準」を参照ください。

### （2）選定結果の通知

- ・ 決定後、すべての応募者に文書で通知するとともに、決定されたネーミングライツスポンサーを市ホームページ等で発表します。

## 6 その他

- ・ 姫路みなとドームでは、指定管理者制度を導入しているため、施設の管理運営業務は指定管理者が行っています。よって施設愛称決定後、必要に応じて、ネーミングライツスポンサー、指定管理者及び市の三者間でその都度協議することとします。

## 7 申し込み・問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地

姫路市産業局商工労働部産業振興課港湾振興室（担当：安西、石田）

電話：079-221-2504

FAX：079-221-2508

e-mail：kouwan-sinkou@city.himeji.lg.jp

※ 内容についてのお問い合わせは、文書（郵送、FAX、e-mail）のみ受け付けます。

別紙様式「質問表」に、質問事項の他、企業名等、企業名等所在地及び担当者の部署・氏名、連絡先電話番号等を必ずご記入ください。

なお、質問に対する回答は、順次、市ホームページに掲載することとします。

（原則として、質問者に対して個別に回答はしません。）

質問表の受付期限は2月8日（金）まで（郵送の場合は必着）とします。